令和８年１０月１日

木造建築合理化システムの認定結果について

公益財団法人　日本住宅・木材技術センター

１．はじめに

木造建築の振興を図るため様々な対応策が講じられておりますが、その一つとして、木造建築の受注・設計・生産・供給の合理化が強く求められております。

当センターにおいては、合理化した木造建築の生産供給システムを対象とした「木造建築合理化システム認定事業」を平成元年から実施し、前回までに９６５システムを認定しました。これまでに認定されたシステムを使って供給した住宅は、累計で７６万棟を越えます。

２．認定の対象

次の二つのタイプを認定の対象とします。

①基準性能タイプ：木造軸組工法による建築物を生産・供給することができる合理化されたシステム

イ 生産・供給において合理化された提案があること

ロ 性能が建築基準法施行令の関係法令及びフラット３５の関係技術基準に適合していること

ハ 規模・平面・立面に選択性を有すること

ニ 供給後に長期性能保証・維持管理補修サービス等ができること

②長期性能タイプ：基準性能タイプの基準に加え、長期優良住宅の認定基準（長期使用構造等の基準）の次の性能を有するシステム

イ 劣化対策（等級３相当）

ロ 耐震性能（耐震等級２以上　構造躯体の倒壊防止）

ハ 維持管理・更新の容易性（維持管理対策等級３）

ニ 省エネ対策（等級４）

３．申請システムの審査結果

今回、申請のあったシステムについて、当センターに設置した審査委員会で審議した結果、令和８年１０月１日付けで、基準性能タイプ１システムを更新認定しました（別紙参照）。

問い合わせ先：公益財団法人　日本住宅・木材技術センター
認証部　　板橋
TEL 03-5653-7581
FAX 03-5653-7582

第３８B次　木造建築合理化システム　認定リスト

○更新認定・・・・・基準性能タイプ

認定番号	認定システム名 ／認定取得者名	システムの概要	所在地 ／連絡先
S1710-01	Ｉ.Ｄ.Ｓ工法 (Iidasangyo. Development. System) ㈱飯田産業	１．モジュール寸法を統一することで、加工の省力化及び施工の省力化を図っている。 ２．壁・床のパネル化及び造作部材のプレカット化により、現場の効率化及び施工の省力化を図っている。 ３．完成後の維持管理体制が整っている。	東京都 0422-36-8871

認定番号　**合理化Ｓ１７１０－０１**　　㈱飯田産業

システムの名称：Ｉ．Ｄ．Ｓ工法(Iidasangyo.Development.System)

第１章　システムの基本的な考え方

従来の在来軸組工法は、日本の高温多湿な気候・風土に適した長い歴史を持つ木造住宅であるが、大工技能者の不足・高齢化に伴い、安定供給することが難しくなりつつあり、この状況下で省資源・省エネルギー化及び高耐久性を兼ね備える良質な住宅が要求されている。そこで当社は、住宅供給会社としての社会的責任・位置付けとして、より高品質な住宅を安定供給することを検討し、本システムを開発した。

モデュール・プランの標準化・簡素化及びパネル工法の採用により、部材の工場生産、強度の高い軸組材の利用、高い気密・断熱化を図り、技能者不足の解消、工期短縮、品質の向上・均一化などの合理化を目指すものである。

また、自社独自のパネルを開発することにより、住宅の性能及び耐久性の向上を図り、より良い居住空間の確保をも目指す。

第２章　システムの概要

（１）各部材寸法の標準化

モデュール寸法を統一する事により、設計の標準化、生産性の向上及びトータル的なコストダウンを図る。

（２）構造材・各パネル材・造作材の工場生産化

構造材・各パネル材は、ＣＡＤ・ＣＡＭを連動させ工場生産することにより、施工の簡略化、技能者不足の解消、品質の均一化を図る。

（３）床パネルもしくは厚床パネルの採用

施工現場において、上棟時に床パネルもしくは、厚床パネルを先行施工（プラットフォーム工法）する事により、作業効率及び安全性の向上を図る。

（４）高断熱・高耐久住宅

外壁パネル採用により、面内剛性の向上及び断熱性能及び部材の耐久性の向上を図り、高断熱・高耐久住宅の実現を図る。

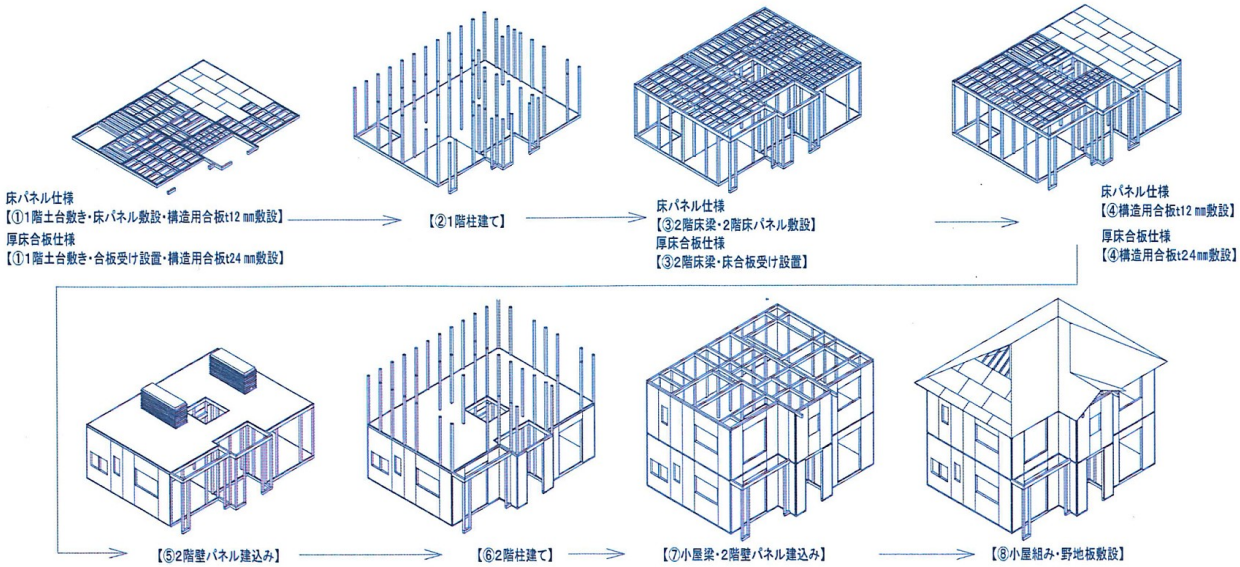

(5)内部材の規格化・プレカット化

造作材・建具を規格化及びプレカット化することで品質を均一化し、施工を簡略化することで、技能者不足の解消を見込む。また、仕入れの簡略化及びコストダウンを図る。

(6)住宅の品質確保の促進等に関する法律／性能表示対応住宅

木造軸組工法を合理化しながら高品質でかつ高性能の住宅を供給する事を目指す当工法は、その性能を明確化すべく、住宅の性能表示制度にも対応している。

第3章　供給体制について

I.D.S-Ⅲ型・Ⅴ型工法では、土地の仕入れから設計・施工・維持管理・保証に到るまで、責任ある一括直営体制としている。

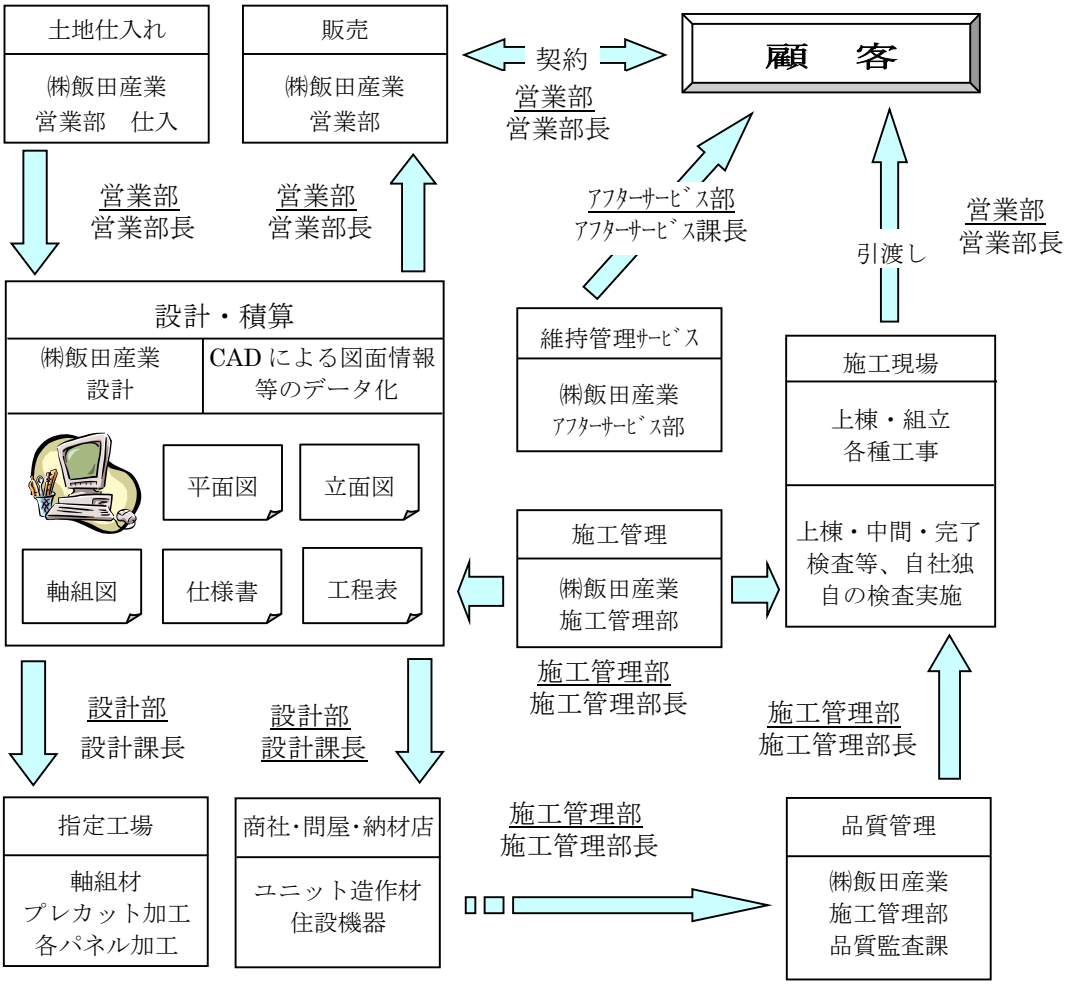

第4章　維持管理について

4．1維持管理補修サービス

住宅の引き渡しから2年目に点検を行い、契約の内容に適合しないもの及び異常が確認された場合は、すみやかに補修を行う。更に、住宅の引渡しから5年毎に構造躯体の点検を行い、10年毎に外部仕上げの点検を行い、必要なメンテナンス工事を当社施工によって実施した場合、構造躯体に限り、保証の延長を行う。

4．2保全計画書

長期保証（構造躯体)、短期保証（内部仕上げ、建具・虫害・外構、外部仕上げ、設備）を定め、上記項目で不具合事象が確認され、かつ共通免責事項・個別免責事項のいずれにも該当しない場合は保証者の責任において、無償補修を実施する。